

社会福祉法人小樽育成院 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小樽育成院(以下「法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに法人の設置する委員会等の委員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び法人の設置する委員会等の委員を併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員等とは、役員等のうち、理事長及び常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1)理事長及び常勤役員については、報酬を支給する。
- (2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(理事長及び常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 理事長及び常勤役員に対する報酬の額は、別表第1に定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第2に定めるものとする。

(委員の報酬等の算定方法)

第6条 委員に対する報酬の額は、別表第3に定めるものとする。

(経費の支給)

第7条 役員等が出張業務に必要とする経費は、旅費規程に基づき支給する。

(法人職員給与との併給)

第8条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第9条 理事長及び常勤役員に対する報酬の支給時期は、職員給与規程第8条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の

金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第10条 新たに理事長及び常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長及び常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、祝祭日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長及び常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、1円未満を切り捨て1円単位での端数処理を行う。

(公表)

第12条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成29年度最初の「定時評議員会」終了後から施行し、それまでは従前の「役員報酬及び費用弁償規程」を適用する。

2 この規程施行後に、「役員報酬及び費用弁償規程」は廃止する。

別表1(理事長及び常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000円
常勤理事	月額 250,000円

別表2(非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

業務の内容	報酬の額	
評議員会への出席	日額 12,379円	業務4時間未満のとき 日額の1/2の額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,379円	業務4時間未満のとき 日額の1/2の額

(2)理事

業務の内容	報酬の額	
理事会への出席	日額 12,379円	業務4時間未満のとき 日額の1/2の額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,379円	業務4時間未満のとき 日額の1/2の額

(3)監事

業務の内容	報酬の額	
評議員会及び理事会への出席	日額 12,379円	業務4時間未満のとき 日額の1/2の額
監事監査業務の執行	日額 12,379円	1回につき
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,379円	業務4時間未満のとき 日額の1/2の額

別表3(委員の報酬)

業務の内容	報酬の額	
委員会等への出席	日額 12,379円	業務4時間未満のとき 日額の1/2の額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,379円	業務4時間未満のとき 日額の1/2の額